

第13期第2回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会 会議要録

- 1 日時 令和7年6月25日(水)15時00分～16時00分
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者 柴崎委員(会長)、廣田委員(副会長)、石塚委員、内田委員、富島委員、太巻委員、田中委員、田村委員、加賀美委員、岩橋委員、襲田委員、月橋委員
区側：総務部長、情報公開課長、情報政策課長、事務局職員
- 4 傍聴人 1名
- 5 配付資料
 - ・【資料1】令和6年度(2024年度)公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況について
 - ・【資料2】令和6年度個人情報の利活用の状況について
 - ・【資料3】令和5年度における個人情報保護法の施行の状況について
- 6 会議の概要
報告
 - ・令和6年度(2024年度)公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況について(情報公開課)
 - ・令和6年度個人情報の利活用の状況について(情報公開課)
 - ・令和5年度における個人情報保護法の施行の状況について(情報公開課)
- 7 発言内容 (以下敬称略)
(会長) ただいまから、第13期第2回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催いたします。
委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきありがとうございます。
はじめに、事務局から事務連絡があるとのことですので、事務局をお願いします。

(情報公開課長) 4月1日付けの人事異動により、事務局職員に異動がありましたのでご報告させていただきます。
渡辺前情報公開課長が転出し、後任は、私、加藤が着任いたしました。
小島前情報公開担当係長が転出し、後任に、城田が着任いたしました。
中村前個人情報保護担当係長が転出し、後任に、染谷が着任いたしました。
事務局職員の変更は以上でございます。今後とも、事務局一同、円滑な会議の運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

(会長)

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議題は、情報公開課の報告案件が3件となっております。

委員の皆さまにおかれましては、円滑な会の進行にご協力いただければと思います。

では、はじめに、「令和6年度公文書の公開状況・個人情報保護制度の運用状況について」です。

なお、ご説明の際は、着座のままで結構です。

それでは、説明をお願いします。

(情報公開課長)

——— 【資料1】令和6年度(2024年度)公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況についてに基づき説明 ——

(会長)

それではこれより、本件についての質疑に入りたいと思います。ただいまの説明について、ご意見、ご質問をお願いします。

(委員)

1ページの表1公開請求の内容別件数を見ると、教育が占める割合が高くなっていますが、これは教育に対する不信から請求しているのか、それとも教育への関心から請求しているのか、どのように捉えていますか。

それからもう一点、請求に対して全部公開決定をしたものと、一部または全部非公開決定したものの割合を教えてください。

(情報公開課長)

情報公開請求を行った理由を請求者に問うことはできないのですが、請求内容等から推察するに学校における個人情報の取り扱いに対し不信感を持たれた方による請求であると受け止めています。

学校関係の情報公開請求については、多くの請求は数人の請求者によるものなのですが、請求件数は多い方の場合1人で千件を超える請求を行っているところです。

全部公開決定をしたものと一部または全部非公開決定をしたものの割合はお示ししていないのですが、全部非公開のものとしては請求内容に対応した文書がそもそも不存在の場合があります。

(委員)

請求方法はインターネットが多いようですが、回答はどのようにしていますか。

(情報公開課長)

郵送で回答することが多いです。なお令和6年度から、従来の紙での送付に加えてCD-Rでの送付も選択できるようにしました。

(会長) 大量請求をされているのは、例えば不祥事があったとか、個人情報
の漏えい等事故を受けてとかのきっかけがあったのですか。

(情報公開課) 事故がきっかけというよりは、学校における個人情報の取り扱い
の手続き等に始まり、その他さまざまな学校運営に関わる文書の請
求を受けているところです。

(委員) 6 個人情報に係る事務処理ミスで、事故発生原因が「メール送
信時のダブルチェックが不十分であったため」というのがいくつか
あります。個人がPCで行う作業であるメール発信のダブルチェッ
クとはどのように行っているのでしょうか。

もう一点、委託事業者がランサムウェアによる不正アクセス被害
に遭った件については、被害に遭った事業者以外の委託事業者に対
し注意喚起を行ったか、また、個人情報データが暗号化され利用で
きなくなったということですが、復旧作業をどうしたかについて教
えてください。

(情報政策課長) 不正アクセスの件を先にお答えします。
委託事業者に対する注意喚起のところですけども、年度当初に
一般的な注意喚起をしている他、近年官民を問わずサイバー攻撃の
事案が増えていますので、それを踏まえて委託事業者の管理や契約
時に交わした特記事項の厳守について所管課を通じて指導するよう
注意喚起を行っています。

データの復旧について詳細は聞いていませんが、暗号化された情
報は紙媒体でも保有しておりそれを利用できたので、業務への影響
は限定的であったと聞いています。

(情報公開課長) 外部へメールを発信する際は、必ずダブルチェックをするルール
になっています。原則として組織共有アドレスを使いますが、個人
アドレスを使う場合は、発信者の画面でダブルチェックします。ミ
スの事例では慣れていない職員が個人の判断でメール発信をしてし
まったものです。

(委員) 6 個人情報に係る事務処理ミスに記載されている事案の中で、
実際に漏えいした個人が不利益を被ったり、大きな損害が発生した
りしたものはありますか。

(情報公開課長) 漏えいが発生してしまったときは、速やかに漏えいした個人情報
の本人に対しお詫びと説明を行っております。お詫びの際はその後

の対応の中で損害が発生したという報告は受けておりません。

(委員) 記載されている事例は情報公開課に報告があったものだと思いますが、報告が無いミス事例もありますか。

(情報公開課長) 資料に記載しているのは個人情報に係る事務処理ミスになります。個人情報の取り扱いが無い事務処理における事故については記載していませんが、組織的に把握し再発防止の対策を進めています。

(委員) 公開請求の目的別件数の表で「請求目的の記載なし」で受け付けているのはどういう状況ですか。

(情報公開課長) 条例上、請求をする上で理由は問わないとなっており、請求理由は参考として記載をしてもらっていることから、理由欄に記載が無くても請求は受け付けています。

(委員) 情報公開請求と開示請求の諾否の決定に要した期間の表で8日～14日の場合と15日の場合を別々に集計していますが、14日と15日で1日しか違わないのにあえて別々に集計しているのはなぜでしょうか。

(情報公開課長) 15日が条例上の決定期限であるので別に集計しています。区分けの必要性については検討します。

(会長) それでは次の案件に移ります。
「令和6年度個人情報の利活用の状況について」です。
説明をお願いします。

(情報公開課長) ——— 【資料2】令和6年度個人情報の利活用の状況についてに基づき説明 ———

(会長) それではこれより、本件についての質疑に入りたいと思います。ただいまの説明について、ご意見、ご質問をお願いします。

(委員) 福祉関係の相談員が区役所の他部署で管理している情報を相談対応のために共有していると、相談員が私が話していないことまで知っているということで、心配したりトラブルになったりしたケースはありますか。

(情報公開課長) 現場で運用している中で、そういったトラブルについての報告は受けていません。

(委員) 利活用を行った結果についてはどのように把握していますか。

(情報公開課長) 利活用の実績は所管課で記録し、情報公開課に報告することとしています。運用状況報告書の概要版では合計件数のみ記載していますが、9月に作成する詳細版には事例を記載しています。

(委員) 資料のうち、業務委託というのはどう定義づけていますか。それから、目的外利用および目的外提供のページは表の左側が利用する側で右側が利用される側だと思いますが、業務委託のページの見方を教えてください。

(情報公開課) 練馬区が保有する個人情報の取り扱いを練馬区以外の者に行わせることを業務委託と定義しています。形態として委託契約がほとんどですが、他に指定管理者との協定などもここでの業務委託に含まれます。

ページの見方は左列が所管課、中列が業務内容、右列が業務で取り扱う個人情報ファイルとなっています。

(委員) 目的外利用と目的外提供とはどう使い分けていますか。

(情報公開課長) 個人情報保護法の規定では、練馬区役所の中でも区長部局と教育委員会は別の実施機関となっており、実施機関内部での利用は目的外利用、別の実施機関への提供は目的外提供としています。

(委員) 部課名は記載されているが、その部課がどの実施機関に属しているかがわかりにくいと思います。

(情報公開課長) よりわかりやすい記載になるよう表現を検討します。

(委員) 目的外利用・提供については、いじめや児童の保護の案件などで組織内の情報共有がされないことで適切な対応ができなかったという事例も報道等で聞いていますので、うまく運用していただければと思います。

(会長) それでは次の案件に移ります。

「令和5年度における個人情報保護法の施行の状況について」です。

説明をお願いします。

(情報公開課長) —— 【資料2】令和5年度における個人情報保護法の施行の
状況についてに基づき説明 ——

(委員) 令和5年度の状況を報告いただきましたが、事故の件数の推移を
教えてください。

(情報公開課長) 令和3年度が28件、令和4年度が21件、令和5年度が17件、令和
6年度が22件でした。

(会長) 以上で、本日の審議会を終了いたします。
お疲れ様でした。